

「満洲国」の蒙古族に対する日本語教育に関する考察

于 逢 春

(2001年9月28日受理)

A Research about Japanese Language Educational Policy to Mongolia in Manchuria

Fengchun YU

The aim of this paper is to examine the Japanese Language educational policy to Mongolia from 1930s to 1940s. It will begin by analyzing the history about the language education policy in Japanese colony, and then I will examine the expansion process, the influence of Japanese Language educational policy to Mongolia in Manchuria.

The point I want to make is that: the Japanese educational policy to colony is "Japanese Language only", but it didn't fit to Japanese propaganda in Manchuria. So, to Mongolia Japanese educational policy is different. In elementary educational institutions, the policy is "Japanese Language plus Mongolian Language". But in secondary educational institutions, is the same as the policy as other colonies.

Key Words : Japanese Language Educational Policy, Mongolia.

キーワード：日本語教育、複数国語制、蒙古語、新学制

はじめに

本稿では、以下に蒙古族集中居住地方、即ち内蒙古東部で展開された「満洲国」の日本語教育の政策を蒙古族がどのように受容したかに検討する。その中で、日本語教育の政策立案者及び実施者の植民地に対する言語政策の理念、特に「国語（日本語）観」が、蒙古地方言語政策、蒙古族の母語（蒙古語）教育及び本来の国語（中国語）教育にどのような影響を及ぼしたかについて考察しようとするものである。

「満洲国」における日本語教育について、豊田国夫、駒込武、槻木瑞生、石剛、宮脇弘幸、徐敏民、安田敏朗、三谷裕美らの先行研究があるが、蒙古族の日本語教育研究については、未だ行われていない。「満洲国」の蒙古族に対する日本語教育政策は、漢民族と違いがあったと思われる。なぜなら、「満洲国」の蒙古族は106万人程度で、全国総人口の約2.5%を占めていたが、その生活空間は全土の三分の一以上に及んでいた⁽¹⁾。しかも、内蒙古東部の南西・西部・北部は民国・外蒙古・ソ連の三国に境を接し、また米、英、独諸国も大なる利害関係を有している。つまり、内蒙古東部は日本が中華民国、ソ連及び英、米などと勢力を競争地域であったからである。一方、蒙古族の畜牧経済構造及びその

素朴な民族性を守ることは、日本の政治的経済的利益と符合する。『満洲国民族政策基本要綱』によると、「蒙古人の第一の職域は国防の担当といふことにある」⁽²⁾と定めた。そのために、「蒙人治蒙」「属地属人主義」というスローガンの下で、内蒙古東部地域を興安省とし、それを蒙古族の特別自治行政区域とした。そして、興安省における行政は、國務院に直属する興安総署（後ほど蒙政部、興安局に改称）をして専ら掌らしめ、「満洲国」の一般行政から分離したのである。「満洲国」の蒙古族政策は、二つの方向性を持って進められたと考えられる。その一つは、蒙古族の精神的よりどころであるラマ教について制限、改造を行うと共に、政治的エリートである王公貴族の持つ諸世襲権利を廃止したことである。そして、その精神的・政治的空白は日本精神と日本人によって埋め合わせられた。もう一つは、従来漢族に開放した「蒙地」に対する地権、徴租権などを回収する一方、漢族の蒙古地方への移民を禁止したことである⁽³⁾。このように「蒙漢分治」、「蒙古民族の漢民族化の防止」⁽⁴⁾を目的とした。

1932年3月1日、日本は中国東北地方に満・漢・蒙・日・朝の「五族協和」・「王道楽土」を掲げた「満洲国」を樹立した。その「国家」は、1945年8月18日皇帝溥儀が退位詔書を発表するまで、わずか14年間存在

していたに過ぎない。このような短命の「国家」の言語政策、特に少数民族の言語政策に注目する理由は、まず第一に、「満洲国」の民族関係は、基本的には征服民族である日本人と、被征服民族である漢・満・蒙・朝などの民族との二元的対立関係と言えることによる。しかしながら、被征服民族の間にも対立関係は存在した。このような複雑な民族関係に基づき、「満洲国」の言語政策は、他の日本の植民地とは異なり、形式上「複数国語制」が施行された。その中でも特に「満洲国」の蒙古族に対する言語政策、さらに日本語教育政策に注目する理由は、その「国語」政策の下で、朝鮮語、満洲語（満洲族の母語）が「満洲国」の「国語」のシステムから追放されたのに対し、蒙古語が「国語ノ一」として、内蒙古東部では日本語と共に国家語として認められたからである。

本稿では、「満洲国」樹立後の社会体制、教育方針の整備、とりわけ「新学制」による「国語」教育制度に注目し、そこに現れた日本語政策とその実施を中心に考察することによって、「満洲国」における日本語政策の理念、日本語教育の実態を解明してみようと思う。そこで、まず、蒙古地方における日本語の位置付けを制度面から分析し、その実態を解明する。次に、蒙古地方における日本語教育政策の背景と特徴を考察する。最後に、蒙古地方の日本語普及の実状、及び日本語普及策の裏表について明らかにしたい。

一、「満洲国」の蒙古族に対する日本語教育政策の展開

1. 「新学制」以前

「満洲国」建国直後の1932年6月、満鉄経済調査会によって「満洲国教育方策・日語教育施設方案」が議定された。小学校の日本語教育実施方策は次の通りである⁽⁵⁾。

- 一、高級小学校第一学年より毎週二時乃至三時間宛必修科として日本語を課す。但し土地の状況に依り監督官庁の認可を経て之を課せざることを得
- 二、初等小学校第三学年より毎週二時乃至三時間宛監督官庁の認可を経随意科として日語を課す

上述の立案によって、「国語」（中国語）の他に日本語が必修外国語として加えられたことが認められる。しかしながら、「土地の状況」によって実状が異なり、例えば蒙古族に対する教育は、初級小学校では蒙古語教科書を使用し、簡単な国語（中国語）を教授すると共に、高級小学校では中国語教科書を使用し、希望者

には日本語を教えるという状況にあった⁽⁶⁾。また、前述の「日語教育施設方案」では、「中学校に於ては従前の制度に於ける英語科の全部又は一部に代ふるに日語科を以てす」⁽⁷⁾と規定し、即ち、中等学校では日本語が外国語の一つとして確立されている。しかし、この時点で日本語教育を実施している中学校は、蒙古族の「自治」地方である興安省では一ヶ所もなかった⁽⁸⁾。

1936年7月に「満洲国」國務院によって「国民教育大綱」が發布され、日本語の地位について、その第一項で、「満洲国子弟ノ教育ハ建国宣言並ニ皇帝即位詔書ノ精神ニ則リ、東洋道徳ヲ涵養シ勤勞主義ニヨル実業教育ヲ施シ、日滿不可分關係ヲ緊密具現化スルタメ日本語ヲ正科トス」と規定された。その時点まで、日本語はまだ外国語として蒙古族学校教科に組み込まれていたのである⁽⁹⁾。翌年の1937年3月1日、文教部は「学校教育ニ於ケル日本語普及徹底ニ関スル件」という部令を発している。その内容は、

- ①日本語教師ハ日本語教授ニ際シ単ニ語学トシテ之ヲ取扱フコトナク日本語ヲ通テ日本精神、風俗習慣ヲ体得セシメ以テ日滿一徳一心ノ真義ヲ發揚スルニ努ムルこと、②日本語普及徹底ノ重要性ヲ理解セシムルこと、③学校教員ハ必ズ日本語学習ヲ励行スルこと、④教職員及學生ノ学校生活ニ於テハ勿論家庭生活ニ於テモ成可日本語使用ヲ励行スルこと、⑤滿文ニ於テ使用スル學術名詞ハ出来得ル限り日本文ニ即近セシムルこと

というものであった⁽¹⁰⁾。この規定によって、初級小学校（四年制）から満洲全土で日本語を教授することになった。1～4年週国語（中国語）教授数は8・8・8・7時間、日本語教授数は0・0・2・2時間である。高級小学校（二年制）では週に国語（中国語）教授数は、7・7、日本語は3・3時間であり、蒙古族学校でもそれは同様である。

2. 「新学制」時期

日本語教育が強制的に普及を図られるのは、「新学制」関係の法規が整備されて以後のことである。「新学制」というのは、日本が満洲支配を強化するために、国民精神統合の方法として制定されたものであった。それは1937年5月2日、「勅令」によって「学制改正令」、「学制要綱」、「学事通則」及び「国民学校令」などの九種学校令として公布された。これらの「勅令」に基づき、同年10月10日に民生部令によって「国民学校規程」など十種の学校規程、及び五種初・中等教育に関する件も發布された。「新学制」の実施は翌年1月1日からであった。この「学制要綱」によって、従来の初等小学校が国民学校（修業年限4年）、高級小学校が国民優級学校（修業年限2年）に改められ、簡易小学校の類の

教育機関が国民学舎及び国民義塾（修業年限3年、それぞれ第一班、第二班、第三班に分け）に設けられた。また、従来の初級中学校と高級中学校を併合した中等教育にあたる「国民高等学校」（修業年限4年）、と「女子国民高等学校」（修業年限4年或は3年）が設置された。こうして、従来の小・中・高16年制が14又は13年制に改められたのである。また、同「学制要綱」によって「満洲国」の教育方針は、「建国精神及訪日宣詔ノ趣旨ニ基キ日滿一徳一心不可分ノ関係及民族協和ノ精神ヲ体認セシメ」「忠良ナル国民ヲ養成スルを教育ノ方針トス」⁽¹¹⁾と規定されている。即ち、「建国精神」（日滿一徳一心不可分ノ関係）というイデオロギーを強く全面に打ち出した「国民」教育を実施しようとしたのである。その目的を達するために、「日本語ハ日滿一徳一心ノ精神ニ基キ国語ノノーツトシテ重視ス」⁽¹²⁾という言葉政策が定められている。ここで、日本語ははじめて「満洲国」の「国語」と規定されたのである。「新学制」では、初等教育の場合、「国語」という教科が設置されておらず、国語は国史・地理・自然・国民道德などと共に「国民科」という教科に纏められており、中等教育において「国語」という科目が設けられている。

では、蒙古族の国語教育は、この「新学制」の中で、どのように規定されたのであろうか。

国語の種類にとって、国民学校・国民優級学校・国民学舎及国民義塾において「国民科」については次のような規定である⁽¹³⁾。

国民科ノ教科書ハ県制施行ノ地域内ニ於テハ日語ニ依ルモノ及ビ満語ニ依ルモノヲ採定シ旗制施行ノ地域内ニ於テハ日語ニ依ルモノ及ビ蒙語ニ依ルモノヲ採定シ県旗併置ノ地域内ニ於テハ日語ニ依ルモノ及ビ省長ノ定メル所ニ依リ満語ニ依ルモノ及ビ蒙語ニ依ルモノヲ採定スベシ

即ち、県制地方（漢、満洲族などの主な居住地域を指す）の国語は日本語と満語（漢語＝中国語、以下特別説明しない場合、満語即ち漢語）である。これに対し、旗制地方（蒙古族などの主な居住地域を指す）の国語は、日本語と蒙古語であり、県旗併置地方（漢・満洲族と蒙古族などの混在居住地域を指す）の蒙古族の国語は、日本語、蒙古語と満語である。一方、日本語が、県制地方でも、旗制地方でも、或は県旗併置地方でも、第一国語または「共通語」、「公用語」（当時は協和語）の地位に付けられていることがわかる。即ち、日本語を第一国語として、県・旗制地方及び県旗併置地方は同様であるが、第二国語或いは第三国語は違いである。つまり、県制地方の第二国語は満語、旗制地方の第二国語は蒙古語、県旗併置地方の第二・三国語はそれぞれ蒙古語・満語である。

以下に旗制地方の国語の授業状況を見てみよう。

①旗制地域初等教育において第一・二国語の授業時数は、次の通りである。

表1. 1938年旗制地域初等教育、即ち国民学校・国民優級学校における国語教科の設置及び週教授時数

科目	国民学校				国民優級学校	
	学年				学年	
国民科	1	2	3	4	1	2
国語	日語	6	6	7	8	8
	蒙語	7	8	8	9	8

出典：民生部教育司「学校令及学校規程」、1937年発行、79、127頁。

表2. 1938年旗制地域初等教育、即ち国民学舎及国民義塾における国語教科の設置及び週教授時数

科目	国民科	第一班	第二班	第三班			
		学年	学年	学年			
		1	1	2	1	2	3
国語	日語	10	8	9	7	8	9
	蒙語	11	11	10	9	9	9

出典：民生部教育司「学校令及学校規程」1937年発行、102～103頁。

表1・2を見ると、国民学校では「国民科」のうち、日本語の授業は1～4年、それぞれ6、6、7、8時間となっており、学年が上がるに伴って日本語の授業時間が増えている。国民学校の上の学校である国民優級学校では、1～2年の日本語の授業時間は、ちょうど「国民科」の時間の半分を占め、週8時間で、蒙古語によって教授される時間と並んでいる。国民学舎及国民義塾では「国民科」のうち、第一～第三班、それぞれ10、8・9、7・8・9時間となっている。また、第三班での蒙古語授業時間の減少に伴い、第三学年に至って、日本語の授業時間は、ちょうど「国民科」の時間の半分の週9時間で、蒙古語によって教授される時間と肩を並べている。「新学制」以前と比べて、初等教育での日本語の比重が、急に膨大化したことが窺える。

②旗制地域の蒙古族中等教育における第一・二国語授業時数は、次の通りである。

表3. 1938年旗制地域蒙古族中等教育、国民高等学校・師道学校における国語教科の設置及び週教授時数

科目	国民高等学校				師道学校	
	学年				学年	
国語	1	2	3	4	1	2
	6	6	6	6	6	3
蒙語	3	3	3	3	4	0

出典：丸山林平「満洲国における日本語」『国語文化講座6・国語進出篇』朝日新聞社、1942年発行、124頁。

表3によると、国民高等学校では、日本語の授業時間が週6時間とあり、ちょうど蒙古語の2倍になっている。師道学校（入学資格は国民高等学校第三学年修了者、修業年限2年又は3年）では、日本語の週授業時間と蒙古語間の比率は6：4、3：0である。

表1～表3の国語授業時数から見れば、上級教育になるに伴って、日本語の比重が蒙古語より増えていることがわかる。もう一つ注目すべきことは、蒙古族初・中等教育現場では、本来の国語（中国語）が追放され、その地位が日本語に取って代わられていることである。一方、県旗併置地域で、国語の教授時数及び教授重点が異なっていたところがある。

以下に旗制地方の国語の授業状況を見てみよう。

①県旗併置地域蒙古族初等教育における第一・二・三国語授業時数は、次の通りである。

表4. 1938年県旗併置地域蒙古族初等教育、即ち国民学校・国民優級学校における国語教科の設置及び週教授時数

科目	国民学校				国民優級学校	
	学年				学年	
国民科	1	2	3	4	1	2
国	6	6	7	8	8	8
日語	7	8	8	9	0	0
蒙語	0	0	0	0	8	8
満語						

出典：吉林省教育志編委会『吉林省教育志』、吉林人民出版社、1985年発行、396頁。

②県旗併置地域蒙古族中等教育における第一・二・三国語授業時数は、次の通りである。

表5. 1938年県旗併置地域蒙古族中等教育、即ち職業学校・臨時初等教育教師養成所における国語教科の設置及び週教授時数

科目	職業学校		臨時初等教育教師養成所	
	学年		学年	
国	1	2	1	2
日語	10	10	8	4
蒙語	5	5	蒙・満語5	蒙・満語2
満語	5	5		

出典：『興安南省公報』第四十二号、康德六年四月、13～15頁。

表4によって、県旗併置地域蒙古族国民学校では、国語種類の設置でも授業時数でも旗制地域蒙古族国民学校と同様であったことがわかる。しかし、国民優級学校では、蒙古語は満語で埋められ、授業の時数も取り替えられている。旗制、県旗併置地域を問わず、第一国語としての日本語の授業時数は少しも変えられていない。即ち満語教科の増加は、その分蒙古語を減ら

す結果となった。表5を見ると、蒙古族の中等職業教育（年齢13歳以上にして国民学校又は国民優級学校卒業、修業年限2年又は3年）では、蒙古語、満語による授業が週にそれぞれ5時間なのに対し、日本語が10時間と増加しており、さらに中等教育にあたる「臨時初等教育教師養成所」（国民優級学校卒業、修業年限2年）では、「蒙語」と「満語」を合せても週5、2時間なのに対し、日本語は8、4時間と逆転している。

表4・5の国語授業時数から見れば、上級教育になるに伴って、日本語の時数が他言語より増えているのに対し、たとえ蒙古語と満語は、その授業時数を合わせても、日本語より少なかった。

3. 太平洋戦争時期

1942年12月8日には「基本国策大綱」、「国民訓」が公布された。この「基本国策大綱」によって、文教部が再び設立されると共に、戦時教育の基本的方針も規定されている。戦時教育方針の核心内容は「建国精神」を徹底的に発揚することであった。「建国精神」の内容は、「国民訓」で述べられている。その第一条は「国民須念建国淵發於惟神之道、致崇敬於天照大神、尽忠誠於皇帝陛下」である。この時点に至って、1937年以前の「建国精神」（日満一徳一心不可分ノ関係）は、1942年以降の「国民訓」を中心とする「建国精神」へ変質し、日「満」両国の関係も、「友邦」、「盟邦」から「親邦」へ転落してきたのである。この「国民訓」は、全国民の暗唱が強要され、小・中学生に対しても中国語・日本語両種の言語での暗唱が強制された。それに応じた1943年に設置された「建国精神」という教科において、「国民訓」はその核心内容となっていた。また、1943年の学制改正によって、初等教育にも国語科が設置された。その時点、「満洲国」は、蒙古地域における国語教育について、どのような政策を採用したのか。以下に考察してみよう。

①蒙古族初等教育においては次のような政策を制定している⁽¹⁴⁾。

国語は将来蒙人には日語、蒙語、漢人には日語、漢語を以て定め得る時期を目標とし現在に於ては日語に重点を置き蒙漢語併用の方法を探る。(略) 国民道徳に於ては漢蒙語併用の方法を探るも之が運用に関しては特に注意し県旗統合の機熟する迄に相当日語普及さるゝ如く教育に諸施設を督励し日語の普遍化により蒙人使用の漢語の必要なからしむ、斯る情態となりて始めて蒙人は宿命的なる語学の負担より脱し大東亜建設に邁進してゐる更生せる蒙古を見る事を得るものと期待せらる

上記の政策によって蒙古族初等教育の場合は、実質

上日本語中心主義という政策を実施したが、国語種類は相変わらず「新学制」時期と同じである。無論、授業時数の変化に見られる。旗制地域の初等教育における第一・二国語の授業時間は次の通りである。

表 6. 1943年旗制地域の蒙古族初等教育、即ち国民学校・国民優級学校における国語の週教授時数

科目	国民学校				国民優級学校	
	学 年				学 年	
国 語	1	2	3	4	1	2
日 語	6	6	6	6	6	6
蒙 語	6	6	6	6	6	6

出典：「国民学校規程」「国民優級学校規程」1943年3月修正

表 7. 1943年「満洲国」旗制地域の蒙古族初等教育即ち国民学舎及国民義塾における国語週教授時数

科目	第一班	第二班		第三班		
	学 年	学 年	学 年	学 年		
国 語	1	1	2	1	2	3
日 語	7	6	7	6	6	7
蒙 語	7	7	7	6	7	7

出典：「国民学舎及国民義塾規程」1943年3月修正

表6によれば国民学校、国民優級学校において日本語は、何れの学年でも蒙古語と同じ時数を獲得している。この傾向は、表7の国民学舎及び国民義塾の第一班の第一学年、第二班の第二学年、第三班の第一、三学年でも同様である。「新学制」時期より増えている。

②蒙古族中等教育機関においては次のような「改組要領」を施行していた⁽¹⁵⁾。

- イ、蒙人学級、漢人学級制を採り共に、日語中心教育を行ふを以て目標とす
- ロ、二年級迄学級を分ち三年以後に混合せしめ日語を以て教授し協和の素地を体認せしめ共学に到る時期迄に補充教育により智的に差等なき様特別教育を行ふ
- ハ、(略)ニ、之に必要な教職員の整備を行ふ従って生徒に対する影響を考慮し日系の増員に重点を置き漢蒙教職員を同率とす
- ホ、国語に関しては初等教育に準ず但し三年(必要により四年)以後に日語を以て教授す

即ち、中等教育においては、日本語教育を中心とした目標の下で、三年以降は専ら日本語で教授され、中国語、蒙古語は、いずれも蒙古族中等教育の上級学年から追放されてしまっている⁽¹⁶⁾。それに依じて、日系教職員を増加する。さらにもう一つ興味深いのは、中等教育の段階では、言語学の基本的知識の科目に相当する「語学」という教授が設置されていることである。

「国民高等学校規程」によると、その規定は次のようである⁽¹⁷⁾。

第十三条 語学ハ国語トシテ履修スル言語以外ノ言語ニシテ滿語、蒙古語、俄語又ハ英語ノ一ヲ了解シ之運用スルノ能ヲ得シムルヲ以テ其ノ要旨トス

ここで、蒙古語又は満語は「新学制」の関連法規によって国語の一つとされているが、実は国語(日本語)「以外ノ言語」になり、せいぜい方言、又は地方語、さらに俄語又は英語という外国語と同じ位置に置かれている。この点は、「国民高等学校規程」と同時に公布されていた「国民高等学校及女子国民高等学校ノ国語教授ニ関スル件」からはっきりと窺える⁽¹⁸⁾。日本語は、旗制地域で名実相とも「国語」になる一方、蒙古語は、方言或は外国語の地位に落ちぶれていた。さらに「満語」は、名のみ「国語」の地位に下落してしまった。

二、蒙古地域における日本語教育の実態

1938年1月以降、蒙古族初等学校は満洲国民生部編纂『国民学校日語国民読本』(全8巻)・『国民優級学校日語国民読本』(全2巻)などの教科書を使用していた⁽¹⁹⁾。教授法としては話し言葉を重視し、直接法に依っていた⁽²⁰⁾。直接法とは学習者の母語を用いずに外国語を教える教育方法である。蒙古地方の日本語教育の実状をある程度復元するために、現地教師であった日野静子の教授事例を次に挙げよう。

「日本語と言ふ言葉の世界と、日本精神と言ふ理念の世界が、蒙古の民族性を通して、渾然として融けあつて一如の、新鮮澁刺たる道場でなくてはならない」⁽²¹⁾ということは、日野など現地教育者の日本語教育の理念とされていた。

その理念に基づき、まず、日本語教育は、日本語教授の限られた時間のみというより、児童等が登校して帰宅するまでの全時間を、運動場も、食堂も、作業場も、便所も、または家庭内にある時間にまで思いを馳せて、すべての場所を、時間を、即ち、児童の生活環境のすべてを日本語の教室、即ち建設道場とみなして立向った。そして、

「ヨイ モーコノ コドモニ ナリマシヨウ。」

「リップナ ダイトウアラ ツクリマシヨウ。」

「キョーシツオ キレーニ シマシヨウ。」

「シズカニシテ ベンキョーオ シマシヨウ。」

などの標語を、各々の建設道場に掲げて、信念の集中と実行を要求した。次に児童の心の世界を豊かにするために、日本の代表的な絵本、子供雑誌、単行本などの蒐集につとめた。この世界のあらゆる面に、日本精

神が浸透し、日本語語彙が記憶されて、文の構成要素ともなり、何時の頃からか、見学に来られる日本人に出会うごと、ゴム球の如くピンピンして、「コンニチハ」と、口口に大声で、あいさつし始めるようになった⁽²²⁾。

1943年の学制改正によって、蒙古地方の国民学校における日本語の週授業時数と蒙古語間の比率は6・6・6・6：6・6・6・6、国民優級学校は6・6：6・6である。実は、新京第二中学校教諭であった保井克巳の興安北省ハイラル市での調査報告によれば、該当地方の蒙古族初等教育では、一年生の蒙古語授業時間は、週2時間であり、日本語時間は5時間であった。しかも、初等教育にあたる「陸軍学校（日本の幼年学校と士官学校を一つにしたやうなも）を参観したとき、ある教室の場面で思想問題がとり扱はれてゐた。われわれが聴いてさへむづかしいと思はれる内容のものが、全て日本語で講義されてゐるのであった」⁽²³⁾。つまり、蒙古族初等教育における日本語の授業時数は規定より増えているだけでなく、重要な教科（日本語の外）は日本語で授業の状況もあった。

一方、蒙古地方では、日本人官民は学校や社会教育機関で兼職などの方式を通し、日本語及び専門教科を教え、教育普及、特に日本語普及を自分の務めとした。興安東省莫力達瓦旗は、産業開発人材及び日本語通達人材を養成するために、1935年12月20日、布西産業技術講習所を創立した。莫力達瓦旗と巴彦旗から知識青年を選抜し、農牧林業技術を教える。その講習所は日本語で教授し、教員の殆どは莫力達瓦旗の日本人官民である。その職員と講師の状況は次の通りである。

表 8. 布西産業技術講習所

職員	講習所所長兼任——寺田参事官	教員——船曳進
	主 任 ——船曳進	
講師	産業指導員 ——日系人1名	
	旗の警佐 ——岸本	旗の属官 ——相原
	旗の林務署員——成田	旗の教育股長——日系人
	旗の医者 ——船橋	
	旗立小学校教員2名、他	

出典：莫力達瓦旗公署『莫力達瓦旗事情』、1936年刊行

日本語普及策の徹底的貫徹、とくに前述したような現地日本人官民の活動によって、「現在満洲の蒙古地帯に関する限り、二十五歳以下の青年で普通学校を終了したか、或は学校にあがつてゐるぐらゐの者には、誰にでも日本語が通じるやうになてゐる」と普及状況があった。では、これと反対に、「かやうな現象は、現在満洲のどの他の部分に於ても決して見られはしないだらう。国都新京に於てさへ、大抵の満人の青年男女に日本語は通じないのである」⁽²⁴⁾と言われている。つまり、蒙古族は漢・満族より普及した。ドイツ人ヴァル

タア・ハイシヒは、蒙古地方の教育実状を考察した後、このような評価を出した。即ち「学校教育の成果によれば、蒙古人の素質は他民族に比して劣るものではなく、日本の文化的同化のテンポは急速である」と⁽²⁵⁾。ドイツ人のこのような評価は恐らく相当な客観性を持っているのであろう。

一方、「日本語のこの地帯での進出は激しい」のために、「日本語の急速なる普及に反比例して、原住民族の諸言語は、一層甚だしく衰退して行くやうである」⁽²⁶⁾。無論、日本語の長駆直進に直面して、蒙古族側は無関心ではなかった。興安北省々々長である凌陞は日本語の強要について公然と反対していた⁽²⁷⁾。また、1935年、黒河省公署総務庁総務課々長である重岡が庫瑪爾路協領（路、ホロンバイル地方の蒙古などの少数民族地方行政機関。協領、即ち路の行政長官）公署に5名少数民族の子供を選んで派遣させ、彼らに日本語を教えようとした。しかし、庫瑪爾路協領である于多三は、「道が非常に遠く、馬が痩せて小さく、旅費がなくて、その通りには実行しがたい」⁽²⁸⁾を口実として、引き延ばし、彼らを派遣しなかった。1941年には「蒙古聯合自治政府」主席である徳王によって王立蒙古家政実験女学校が設立された。当校の生徒は「徳化蒙古中学校女子部の生徒と異なり、髪はお下髪でその上に蒙古風の飾を著け、服装も全く蒙古風で如何にも蒙古の女学生と言った感じ」で、「日本語課せず」⁽²⁹⁾である。1942年8月、日本外務省在滿教務部教育会の援助を得た保井克巳はホロンバイル盟の言語状況の調査を行った。その報告書中で、ハイラル市郊外にある南屯国民実験学校（蒙古人やツングースを収容）の状況について、次のように述べている。「わたくしが同地に滞在中に、創立十周年の記念式が行はれ、「普通科の八・九歳の頑是な児童達が日本語で『見よ東海の空あけて』なる行進歌を内地の幼稚園の児童がするやうに上手に歌ってくれた」「居並ぶ日本人はそのいちらしい姿を見て涙のこぼれる思ひがした。しかしふとわれに返って、そこに参観してゐる村の古老達の表情をみると、われわれの感激とは全く反対のものがあることが感ぜられた」⁽³⁰⁾。シリングル盟ソニト右旗にある蒙古軍事幼年学校では1943年9月、「重日軽蒙」の蒙系教官ソダナムドルザが大勢の蒙古族生徒らに強く殴られた事件を起った。ソダナムドルザが常に蒙古語を習うことに反対し、日本語・日本のすべてを勉強することに主張したからである⁽³¹⁾。『蒙古通史』によれば、小学校の一年生から日本語が蒙古語とほぼ同じ授業時数を占め、1943年以降日本語の授業時数がさらに蒙古語を越え、中学校の3年生になると完全に日本語に蒙古語を取り替えた。語学、特に日本語課業の負担が重すぎるため、生徒の学

習意欲は薄くなった。こうして、ほとんど毎日処罰された⁽³²⁾。

「満洲国」は、日本語の常用・普及を大急ぎで強要したが、被支配民族の心理の上ではしばしば逆の効果をもたらし、根強い抵抗に直面せざるを得なかった。

その性急な日本語普及策及び予測できる逆効果に対し、日本側の現地教育者もある程度の異議を持つ者がいた。前述の保井克巳は次のような意見を出している⁽³³⁾。

日本語の海外進出としてこれほど(蒙古地方)見事なものはないであろう。しかしながら彼等が日本人でなくて、蒙古人であるからには、彼等のもって生まれた国語にも力を入れてよいのでないだろうかと思はれた。彼等は彼等の兄弟達の指導者となるのである。指導者が兄弟達の国語を十分知らないやうではすむものでない。民族の国語の復興こそ、民族そのものの復興であると言へるのである。

保井は現地住民子弟の母語の衰退に同情を与えると共に、さらに心配したことがある、即ち、「蒙古人が日本語を習ふのは、彼が日本人に同化せんがためではなくて、彼等の同族の間に有力な地位を獲得せんが為めである」⁽³⁴⁾ということである。換言すれば、蒙古族が日本語を習うのは、日本人・日本文化を心から敬服しなくて、功利を追求する手段とするのである。このような状況下で、次のような問題が起るのは免れないことである。即ち、欧米列強の経験から言って、植民地において独立運動を指導した人物は、常に宗主国語を話し、また宗主国的教育を受けた現地住民のエリートである⁽³⁵⁾。つまり、日本語・日本の教育を受けた蒙古族のエリートらが、日本語を話さない大多数の蒙古族のリーダーとなり、民族主義者になることであろう。

おわりに

海外植民地開拓において、日本には欧米のような進んだ経済力・科学技術力もなく、キリスト教のような世界宗教、そして近代文明による文化もなかった。このような物質・精神文明の欠如に直面して、日本は被征服者に対し、しばしば無力感と卑下感を持たざるをえなかった⁽³⁶⁾。そのような状況下で、日本語は「皇室の藩屏」「国民の慈母」⁽³⁷⁾、「日本の精神的血であり、生命」⁽³⁸⁾、「皇道精神の体現」「思想戦の武器」⁽³⁹⁾などというイデオロギーを授けられ、日本の各植民地に進出していた。一方、「満洲国」は極めて人為性の色彩の濃い「国家」である。そのため、この多民族的「国家」にとって、最も大切なものは、何と言っても国民精神の統一、ということであろう。「満洲国」は日本語を国民精神を統一する主な武器としたのである。日本語はそのような強烈なナショナリスティックな性格及び強い排他性を持ちながら、蒙古族教育現場に進入していっ

た。こうして、日本語は、十年という短期間に蒙古族初・中等教育領域で中国語を排除しただけでなく、中等学校の上級教育で蒙古語をも排除したのである。「満洲国」は「五族協和」「複合民族国家」というスローガンの下で日本語と蒙古語を旗制地域の「国語」と定めた。いうまでもなく、蒙古語を旗制地域の「国語ノ一」としたのは、蒙古語が漢語(中国語)を排除する価値を持つからであった。したがって漢語が旗制地域から追放されると共に、蒙古語の存在価値も喪失していった。そのため、中等学校では蒙古語教科も漢語と同じように、最終的には排除された。日本語の蒙古地方における「国語」の地位の確立に伴って、蒙古語が、方言ないし外国語の境に落ちぶれることは避けられなかった。

旗制地域蒙古族学校教育、及び社会教育、行政、官庁、マスコミにおいて日本語が急速に普及し、日本語を蒙古族の公用語に育てる試みは、漢・満民族に比べて、かなりな程度の成果を収めた。しかしながら、「満洲国」が、日本語の普及を性急に進めたことが、蒙古族の心理上で離反をも得、蒙古族の各階層の根強い抵抗を齎すこととなった。即ち、「植民地の政治情勢及び文化的条件などにより、たとえ母語の代わりに宗主国家語をもち込みそれを教え込もうとしても、このこと自体の不条理、不自然さにとまって宿命的な根強い抵抗と、政策主体への逆還流的な衝撃があったのである」⁽⁴⁰⁾。従って、日本側の現地教育者又は日本語教育研究者は、「満洲国」の蒙古族に対する日本語普及の現状と未来に対し、日本人の期待に反するのではないかと、憂慮せざるを得なかったのである。

なお本稿の研究には、笹川科学研究助成金を受けたため、研究遂行上の便宜が与えられ、集中的な調査が可能となったことを附記したい。

注

- (1) 満洲国国務院『満洲国国勢調査(1940年度)』第一巻、1941年11月発行。
- (2) 富永理『満洲国の民族問題』、満洲富山房発行、99頁。
- (3) 塚瀬進『「満洲国」「民族協和」の実像』、吉川弘文館、平成十年12月発行、110頁。
- (4) 米内山庸夫「蒙古民族の将来」『蒙古』四月号、昭和十四年五月発行、36頁。
- (5) 満鉄経済調査会『昭和十年九月立案調査書類』第二十九編第一巻「満洲国教育方策」、31頁。
- (6) 嶋田道彌著『満洲教育史』、大連文教社、1935年発行、796～797頁。
- (7) 前掲、満鉄経済調査会、36～37頁。

- (8) 前掲、満鉄経済調査会、36頁。
- (9) 満洲国国務院法制処編纂『満洲国法令輯覧』第三卷、満洲国行政学会、1942年発行、第42之50頁。
- (10) 「満洲国文教部部令第二十六号」、康德四年三月十日公布。
- (11) 満洲国民生部教育司『学校令及学校規程』、1937年発行、1頁。
- (12) 同上、4頁。
- (13) 同上、67、91、114頁。
- (14) 白木喬一「日本語教師論」『日本語』第一卷第三号、15頁。
- (15) 同上、15～16頁。
- (16) 同上、15頁。
- (17) 前掲、満洲国民生部教育司、137～138頁。
- (18) 前掲、満洲国国務院法制処編纂、第42之50頁。
- (19) 保井克巳「満蒙の国語」『日本語』第三卷第七号、22頁。
- (20) 大出正篤「華北における日本語教育」『日本語』第一卷第七号、44頁。
- (21) 日野静子「蒙疆に於ける日本語教室」『日本語』第三卷第十二号、64頁。
- (22) 前掲、日野静子、64～66頁。
- (23) 前掲、保井克巳、21頁。
- (24) 同上、20頁。
- (25) ヴァルタア・ハイシヒ「興安蒙古における教育・衛生宣伝」『蒙古』昭和16年9月号、52頁。
- (26) 前掲、保井克巳、20頁。
- (27) 恩克巴図他「反日民族英雄——凌陞」『達斡爾族研究』、内蒙古達斡爾歴史語言文学学会、191頁。
- (28) 于多三「為函黒河省署総務重岡課長所要小孩五名据報請緩天氣稍暖再送由」、庫瑪爾路協領公署档案、黒龍江省档案館蔵。
- (29) 関野房夫「蒙古人教育の実情(二)」『日本語』第二卷第四号、56～57頁。
- (30) 前掲、保井克巳、19頁。
- (31) 博彦門都「偽蒙疆的軍事幼年学校」『内蒙古文史資料』第29輯、1987年刊行、85頁。
- (32) 留金鎖他『蒙古族通史』、民族出版社、2000年12月発行、484頁。
- (33) 前掲、保井克巳文、21頁。
- (34) 同上、21頁。
- (35) 山本真弓「イギリス植民地下にけるスリランカの言語ナショナリズム」『アジア経済』第29卷第1号。
- (36) 例えば、「満洲国」の各民族に精神統合を行った時、初めに儒教の「王道」、以後神道を精神武器とした。しかしながら、儒教はあくまでも日本の首唱ではなく、神道はシャマニズム的な性格を持つが、「疑似」宗教であるにすぎない。
- (37) 上田萬年『国語のため』、富山房、1895年刊行、36頁。
- (38) 松尾龍吉「現地の日本語教育」『日本語』第一卷第五号、37～38頁。
- (39) 釘本久春「思想戦と日本語教育」『日本語』第三卷第七号、11～12頁。
- (40) 石剛『植民地支配と日本語』、三元社、1993年発行、83～84頁。

(主任指導教官：二宮皓)